

E i w a N e w s

確定申告について

令和4年 2月
(No. 199)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

そこで、所得税の確定申告（今回の申告期限は、令和4年3月15日（火）になります。）について、ご留意いただきたい事項と、今回（令和3年分）の確定申告から適用される改正事項をご紹介します。

【1】令和3年分の確定申告においてご留意いただきたい事項

1 令和3年中に入居した方の住宅ローン控除について

新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に喚起するために、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができる期間が延長され、一定期間内に契約をして、令和4年末までに入居した場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例が適用されます。

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
経済対策として控除期間13年間の措置が延長 <small>〔コロナ法6の2①②〕</small>		<small>(10月1日) 税率引上げ (10%)</small>	<small>注文住宅はR2年10月からR3年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年12月からR3年11月末までに契約</small>	<small>R4年末までの入居</small> 控除期間 13年
コロナ特例 <small>※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化 〔コロナ法6④〕</small>		<small>注文住宅はR2年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年11月末までに契約</small>	<small>R3年末までの入居</small> 控除期間 13年	
<small>消費税10%引上げに伴う反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間 〔借法4⑤⑥、借法13の2③〕</small>		<small>R2年末までの入居</small> 控除期間 13年		<small>面積要件 ⇒ 50㎡以上</small>
住宅ローン控除 <small>※消費税8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置 〔借法4⑤⑥、借法13の2③〕</small>	<small>平成20年4月入居～</small>		<small>R3年末までの入居</small>	

〔コロナ法6の2④～⑨〕
面積要件 ⇒ 40㎡以上
※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下

2 副収入の申告漏れにご注意ください。

雑所得の区分が「公的年金等」・「業務」・「その他」とされました。

次の副収入がある方は、申告漏れにご注意ください。

- ・原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)①衣服・雑貨・家電などの資産の継続的な売却による所得

※ただし、生活に通常必要な動産の売却による所得は非課税(確定申告は不要)

②自家用車などの貸付けによる所得

③ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得

⇒「業務に係る雑所得」に該当

- ・ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得 ⇒「その他の雑所得」に該当

- ・競馬等のギャンブルから生じた所得 ⇒原則、「一時所得」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要です。

医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)などの適用を受ける場合には、20万円以下であっても確定申告が必要です。

【2】令和3年分の確定申告から適用される改正事項

- ・ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます

令和3年分の確定申告から、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされました。

「寄附金控除に関する証明書」の提供を受けた寄附者は、次の方法により確定申告を行うことができます。

- ① 特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データをe-Taxを活用して確定申告書に添付して送信する方法
- ② 特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データを国税庁が提供するQRコード付証明書等作成システムで読み込み、これをプリントアウトした書類を確定申告書に添付して申告する方法
- ③ 郵送で交付を受けた証明書を確定申告書に添付して申告する方法

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。